



【R1.11月補正予算額 205百万円】

土木部都市局住宅課民間住宅・住宅指導G (029-301-4759)

台風15号により被災された方々の生活の安定を図るため、被災された住宅の復旧に対し、国の交付金による制度と協調して支援を行います。

- ・補助先：市町村
- ・補助対象：半壊及び一部損壊の住宅の復旧工事費
(屋根改修や構造部材の補修など、日常生活に最低限必要な工事)
- ・補助率：復旧工事費の1/5
(上限50万円/戸)
- ・負担割合：県8/10，市町村2/10
(国交付金対象は国5/10，県3/10，市町村2/10)

《被災者生活再建支援制度との関係》

	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
被災者生活再建支援法	(建設・購入) 最大300万円	(補修) 最大150万円		
(県独自) 被災者生活再建支援補助制度			25万円	
本制度			最大50万円	
合計	最大 300万円	最大 150万円	最大 75万円	最大 50万円

《負担割合のイメージ》

	a 屋根改修工事	屋根改修工事以外	
		b 耐震性向上	c 左記以外 (応急修理相当のものに限る)
最大 50万円	② 県 80%	市町村 20%	③ 県 80%
	市町村 20%		
うち 30万円	① 国 50% (防災安全交付金)	市町村 20%	市町村 20%
	県 30%		
	市町村 20%		

※下記①～③を組み合わせ、最大50万円/戸(工事費の2割まで)

①防災安全交付金活用分(上限30万円/戸)

対象：a)屋根改修及びb)耐震性向上工事

※①の地方負担分については、8割を特別交付税で措置

②防災安全交付金活用部分の上乗せ分(上限20万円/戸)

対象：①と同じ

③その他独自支援分(上限50万円/戸)

対象：c)防災安全交付金の対象にならない工事
(応急修理相当工事に限る)

例1) 200万円の屋根改修工事を実施した場合

- ・200万円の2割なので40万円が補助金額(市町村→被災者)
- ・40万円のうち30万円は①防災安全交付金活用分のため、国15万円，県9万円，市町村6万円
- ・残り10万円は②の上乗せ分のため，県8万円，市町村2万円
⇒40万円の内訳(国15万円，県17万円，市町村8万円)

例2) 150万円の屋根改修工事と150万円の天井や建具改修を実施した場合

- ・計300万円の工事で2割(60万円)だが，上限50万円が補助金額
- ・屋根改修150万円の2割30万円が①防災安全交付金活用分のため，国15万円，県9万円，市町村6万円
- ・残り20万円は③その他独自支援分のため，県16万円，市町村4万円
⇒50万円の内訳(国15万円，県25万円，市町村10万円)